

松江市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

松江市コミュニティバスの運行に関する条例（平成 19 年松江市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第 1(第 3 条関係)		別表第 1(第 3 条関係)	
名称	路線名	名称	路線名
美保関コミュニティバス	略	美保関コミュニティバス	略
島根コミュニティバス	沖泊線 野井線 島根小線		
別表第 2(第 4 条関係)		別表第 2(第 4 条関係)	
(1) <u>美保関コミュニティバス</u>		(1) <u>定額料金</u>	
略		略	
(2) <u>島根コミュニティバス</u> 別紙のとおり		(2) 回数券料金	
(3) 回数券料金			
区分	料金	区分	料金
300 円券(13 枚つづり)	3,000 円	200 円券(13 枚つづり)	2,000 円
200 円券(13 枚つづり)	2,000 円	100 円券(13 枚つづり)	1,000 円
150 円券(13 枚つづり)	1,500 円		
100 円券(13 枚つづり)	1,000 円		
(4) 定期券料金		(3) 定期券料金	
ア <u>美保関コミュニティバス</u>			
種別	料金	種別	料金
普通定期券	1 か月 別表第 2 の(1)の表に定める 大人定額料金×30×2×0.5	普通定期券	1 か月 大人定額料金×30×2×0.5 3 か月 1 か月普通定期券料金×3×

	3 か月	1 か月普通定期券料金×3× 0.95
	6 か月	1 か月普通定期券料金×6× 0.9
小人定期券	1 か月	別表第2の(1)の表に定める 小人定額料金×30×2×0.5
	3 か月	1 か月小人定期券料金×3× 0.95
	6 か月	1 か月小人定期券料金×6× 0.9
学期別定期券	3 か月以上	(普通又は小人3か月定期券 料金)+(別表第2の(1)の表 に定める大人又は小人定額 料金×端数日数×2×0.5× 0.95)
	3 か月未満	(普通又は小人1か月定期券 料金)+(別表第2の(1)の表 に定める大人又は小人定額 料金×端数日数×2×0.5)
	上 記	各種別定期券料金に2分の 券 種1 を乗じて得た料金
片道定期券	上 記	各種別定期券料金に2分の 券 種1 を乗じて得た料金
	別 毎 に 適 用	

備考 略

イ 島根コミュニティバス

種別	料金
普通定期券	1 か月 当該乗車区間の大人料金× 30×2×0.5
	3 か月 1 か月普通定期券料金×3× 0.95

		0.95
	6 か月	1 か月普通定期券料金×6× 0.9
小人定期券	1 か月	小人定額料金×30×2×0.5
	3 か月	1 か月小人定期券料金×3× 0.95
	6 か月	1 か月小人定期券料金×6× 0.9
学期別定期券	3 か月以上	(普通又は小人3か月定期券 料金)+(大人又は小人定額 料金×端数日数×2×0.5× 0.95)
	3 か月未満	(普通又は小人1か月定期券 料金)+(大人又は小人定額 料金×端数日数×2×0.5)
片道定期券	上 記	各種別定期券料金に2分の 券 種1 を乗じて得た料金
	別 毎 に 適 用	

備考 略

	6 か月	1 か月普通定期券料金×6× 0.9
小人定期券	1 か月	当該乗車区間の小人料金× 30×2×0.5
	3 か月	1 か月小人定期券料金×3× 0.95
	6 か月	1 か月小人定期券料金×6× 0.9
学期別定期券	3 か月以上	(普通又は小人3 か月定期券 料金)+(大人又は小人料金 ×端数日数×2×0.5×0.9 5)
	3 か月未満	(普通又は小人1 か月定期券 料金)+(大人又は小人料金 ×端数日数×2×0.5)
片道定期券	上記	各種別定期券料金に2分の
	券種別 毎に適用	1 を乗じて得た料金

備考

- 1 普通定期券は、一般の旅客(備考2に定める者を除く。)に対して発行する。
- 2 小人定期券は、学校教育法第1条に規定する高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び市長がこれと同等と認める施設に通学又は通園するため乗車する高校生以下で学校長又は当該施設長の証明書を提出した者に対して発行する。

3 料金計算上生じた端数は、10円単位に
四捨五入する。

<改正後>

(2) 島根コミュニティバス

										川津
									大内谷	250
								嵩見団地 入口	250	250
							竹崎団地 入口	250	250	250
					和田	250	250	250	250	250
				西持田	250	250	250	250	250	250
			小倉	250	250	250	250	250	250	300
		山奥 公民館	250	250	300	300	300	300	300	350
	上講武 入口	250	250	250	300	300	300	300	350	400
	家庭学院入口 大芦別所入口	250	300	350	400	450	450	450	500	500
その他 島根町内	200	300	300	400	400	500	500	500	500	550

備考

- 1 「その他島根町内」とは、家庭学院入口及び大芦別所入口以外の島根町内の停留所をいい、その停留所は、規則で定める。
- 2 その他島根町内の停留所で乗車し、かつ、降車した場合の料金は、乗降1回につき200円とする。
- 3 小人料金は、大人料金(表に掲げる額をいう。)の半額とし、料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。
- 4 幼児料金は、小人料金とする。ただし、大人又は小人の同伴者1名につき幼児1名は無料とする。
- 5 乳児料金は、無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。